指定居宅介護支援事業所の運営規程

生活協同組合コープおおいた介護センター

（事業の目的）

第１条　生活協同組合コープおおいたが開設する、生活協同組合コープおおいた介護センター（以下「事業所」という。）で行う指定在宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護専門員が、要介護状態等にある高齢者に対し、公正・中立で適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、配慮して指定在宅介護支援の提供に当たる。

２　事業実施にあたっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　事業実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は指定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

４　事業の実施にあたっては、生活協同組としての非営利事業体の特性を生かし、地域社会への貢献をすすめ、関係市町村・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努め、介護保険制度の発展に寄与する。

５　前四項のほか、「指定在宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成１８年４月１日厚生省令第３８号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　生活協同組合コープおおいた介護センター

２　所在地　　大分県臼杵市大字江無田２８０－２

（実施主体）

第４条　事業の実施主体は生活協同組合コープおおいたとする

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第５条　事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　　１名（兼務）

管理者は事業所の従業員の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実況状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、介護支援専門員とする。

２　介護支援専門員　　１名以上（内１名は常勤管理者と兼務）

介護支援専門員は居宅サービス計画の作成等に当たる。

３　介護支援専門員の員数は以下のとおりとする。
利用者の数が３５人又はその端数を増すごとに１人とする。
標準担当件数３５以下とする。
４　職務内容は、本規程の第７条８条及び１０条に定める

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から金曜日とする。
（土・日曜日・及び１２月３１日・１月１日から３日は休み）

２　営業時間　午前８時３０分から１７時３０分（時間外も対応可）

（居宅介護支援の内容）

第７条　指定居宅介護支援は要介護状態の軽減、悪化防止、要介護状態となることの予防に努めるとともに、医療サービスとの連携に配慮して行うものとする。

２　居宅サービスの作成に当たっては当該地域においてサービスの内容、利用料などの情報を利用者及びその家族に提示して、利用者にサービスの選択を求めるものとする。

３　利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で生じる課題の把握を利用者の居宅訪問等により利用者及びその家族に面接して行うものとする。

４　把握された課題に基づき最良の居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者から専門的な意見を求めるものとする。

５　居宅サービス計画の作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、さらに最良の居宅サービスを提供できるよう努めるものとする。そのためには、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいよう説明を行うこととする。

６　利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者からの申し出があれば居宅サービス計画及びその実施状況に関する情報を提供するものとする。

７　管理者は指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

ア）正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等のより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき

イ）偽りその他の不正の行為によって保険給付の支給を受ける、又は受けようとしたとき

（居宅介護支援の提供方法）

第８条　指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、あらかじめ、利用申し込み者及びその家族に対し、運営規程の概要等の説明、居宅サービス計画が利用者の希望を基にして作成されるものであること等の説明を行い、理解を得るものとする。

２　正当な理由を無くしては事業の提供を拒むことがないようにする。

３　利用申込者に対し、自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、他の事業所の紹介など必要な措置を講じることとする。

4　利用者からの事業の提供を求められた場合には、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

5　被保険者の要介護認定等に係る申請について必要な協力を行うものとする。

6　指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、要介護認定を受けていない利用申込者については当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

7　本事業所の介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、必要に応じてこれを提示するものとする。

8　居宅サービス計画の作成と利用者等への交付
居宅介護サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者の同意を得るとともに、当該の居宅サービス計画を利用者及びサービス事業所の担当者に交付する。

9　介護支援専門員の居宅訪問頻度
１人の利用者当たり、少なくとも１ヶ月に１回

10　居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果記録
少なくとも１ヶ月に１回

11　介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えない。

12　各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化する。

13　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも６月に１度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。

14　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあたっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載する。

15　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

16　指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業者の介護支援専門員１人当たり８件を上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるようする。

（利用料等）

第９条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

2　居宅介護サービス計画費が本事業者に支払われる場合を除き、指定居宅介護支援を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に不合理な差額が生じないようにすることとする。

３　通常の事業の実施地域以外において事業を行った場合には、それに要した交通費の支払いを受ける事とする。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を超えた往復距離については、別紙の通りとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条　通常の事業の実施地域は、臼杵市・津久見市の区域とする。

（研修等）

第 11 条　事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備する。

１）採用時研修	採用後２ヶ月以内
２）施設内研修	月１回以上
３）施設外研修	諸協議会、団体等主催する研修会への参加
４）虐待防止に関する研修	年１回
５）権利擁護に関する研修	年１回
６）認知症ケアに関する研修	年１回
７）介護予防に関する研修	年１回

（秘密の保持）

第１２条　従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を徹底する。

（人権擁護、虐待防止に関する事項）

第１３条　事業所は、人権擁護、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

（暴力団排除）

第１４条　事業所は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一項に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。

（苦情処理）

第１５条　事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、居宅介護支援に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。また、当該苦情の内容等を記録する。

（事故の発生）

第１６条　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処理を記録する。

（損害賠償等）

第１７条　事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。

（個人情報の保護）

第１８条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

２　事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１９条　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は、変更に際し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示などを行わない。

２　本事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

３　本事業は、居宅サービス計画に関する記録等は５年間適正に保管し、契約者及びその家族の求めに応じ情報提供・説明等を行うものとする。

４　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は生活協同組合コープおおいたが定めるものとする。

附則　この規程は、２０１３年（平成２５年）　７月　15 日から施行する。

この規定は、２０１４年（平成２６年）　４月　１日より一部改正する。

第１３条第１４条追加　これに伴い第１３条から第１９条へ繰り下げ。

この規定は、２０１４年（平成２６年）　８月１５日から施行する。

この規程は、２０２０年（令和　２年）　７月２７日から施行する。

この規定は、２０２１年（令和　３年）　８月１７日より一部改正する。

以上